

32 流木処理について

(適用)

- 1 栃木県環境森林部が発注する流木処理工事は、環境森林部土木工事等共通仕様書（以下、共通仕様書）によるほか、本特記仕様書によるものとする。

(流木処理)

- 2 流木除去の実施については、共通仕様書 第7編 森林整備編 森1-3-4本数調整伐（間伐）のうち3. 伐倒・玉切・枝払い・片付けを準用することとする。

【参考】共通仕様書 第7編 森林整備編 森1-3-4本数調整伐（間伐）

3. 伐倒・玉切・枝払い・片付け

(1) 伐倒にあたっては、伐高 30 cm以下を原則とする。ただし、地形、気候（積雪）条件等によりこれによることができない場合は、監督職員と協議のうえ、伐高をあげることができるものとする。

(2) 片付けが必要な伐倒木については、原則として樹幹から枝条を切り落とし、樹幹は小運搬・片付けできる程度に玉切りし 20m以内で適宜片付けること。

なお、片付け困難な場合には、降雨等により流下しないように等高線状に沿って存置しなければならない。

ただし、監督職員の指示がある場合はこの限りではない。

(3) 伐倒については、溪流内に落ちないように注意しなければならない。

(出来形管理)

- 3 流木除去における出来形管理の項目及び規格値は以下の表のとおりとする。

測定項目	規格値	測定基準
処理重量 (t)	± 0	全数
運搬重量 (t)	± 0	全数
本数 (本)	- 0	全数
胸高直径 (cm)	- 0	全数

※本数、胸高直径は設計数量に計上している場合に実施する。

(写真管理)

- 4 流木除去における写真管理の項目及び内容は以下の表のとおりとする。

項目	内容
施工前・施工状況・完了後	適宜
処理状況	収集・運搬・処理の状況を撮影
本数・胸高直径	流木 20 本に 1 回の割合で撮影

※本数、胸高直径は設計数量に計上している場合に実施する。